

監査対象部局	瀬戸内市市民部市民課	
監査の名称と公表年月日	定期監査 平成 29 年 3 月 24 日	
監査執行年月日	平成 28 年 10 月 31 日から平成 28 年 11 月 18 日まで	
監査の結果	措置の内容	措置状況等 (通知を受けた日)
市民課は、平成27年度に調定した住宅新築資金等貸付金償還金について、出納閉鎖期日である平成28年5月31日までに収入済とならなかったものではなく、同年3月31日までに収入済とならなかったもの計104万5,015円を同年4月1日に平成28年度の調定額に繰り越していた。また、このことによって、平成27年度中に調定していた住宅新築資金等貸付金償還金のうち同年5月11日に納付された2件4万3,603円が、平成27年度の歳入とならず、平成28年度の歳入となっていた。したがって、本件は、瀬戸内市会計規則に違反していると認められる。	平成 27 年度に入金した住宅新築資金等貸付金償還金については、(現年度分)(滞納繰越分)を分けていなかったため、3月31日で事務処理を行っていました。  28年度分においても27年度同様に(現年度分)(滞納繰越分)を分けていませんが、5月31日の出納閉鎖により事務処理しました。  また、29年度予算からは、細節で「現年度分」と「滞納繰越分」を区分しています。	措置済 (H29.5.31)

監査対象部局	瀬戸内市保健福祉部福祉課	
監査の名称と公表年月日	定期監査 平成 29 年 3 月 24 日	
監査執行年月日	平成 28 年 10 月 31 日から平成 28 年 11 月 18 日まで	
監査の結果	措置の内容	措置状況等 (通知を受けた日)
福祉課は、平成27年度に調定した生活保護費等返還金について、出納閉鎖期日である平成28年5月31日までに収入済とならなかったものではなく、同年3月31日までに収入済とならなかったもの計20万4,000円を同年4月1日に平成28年度の調定額に繰り越していた。したがって、本件は、瀬戸内市会計規則に違反していると認められる。	生活保護費等返還金について、平成 27 年度現年度分の収入未済額 20 万 4,000 円を、28 年度過年度分として 28 年 6 月 1 日の調定に修正しました。今後は、出納閉鎖期日を遵守し事務処理を実施していきます。	措置済 (H29.4.10)

監査対象部局	瀬戸内市保健福祉部いきいき長寿課	
監査の名称と公表年月日	定期監査 平成 29 年 3 月 24 日	
監査執行年月日	平成 28 年 10 月 31 日から平成 28 年 11 月 18 日まで	
監査の結果	措置の内容	措置状況等 (通知を受けた日)
いきいき長寿課は、7件の補助金に係る補助事業者等に対して、補助金等の額を確定していないばかりか、当該補助事業者等から実績報告書、収支決算書等の提出を受けていないにもかかわらず、計457万2,220円を支出していた。したがって、本件は、瀬戸内市補助金等交付規則に違反していると認められる。	平成 28 年度実績報告時より、補助事業者から実績報告書、収支決算書の提出を確実に受けるように改善し、瀬戸内市補助金等交付規則に則った適正な処理としました。	措置済 (H29. 5. 31)
邑久光明園入所者自治会は、補助事業の完了した日から4か月以上経過してから実績報告書等を提出しているのに、いきいき長寿課は、特段の指摘等をすることなく、実績報告書等の提出日と同日付けで補助金等確定通知書を通知していた。したがって、本件は、瀬戸内市補助金等交付規則に違反していると認められる。	平成 28 年度実績報告時より、補助事業者から実績報告書、収支決算書の提出を確実に受けるように改善し、瀬戸内市補助金等交付規則に則った適正な処理としました。	措置済 (H29. 5. 31)
長島愛生園老人クラブは、収支報告書だけを提出し、実績報告書を提出していないにもかかわらず、いきいき長寿課は、補助金等確定通知書を通知していた。したがって、本件は、瀬戸内市補助金等交付規則に違反していると認められる。	平成 28 年度実績報告時より、補助事業者から実績報告書、収支決算書の提出を確実に受けるように改善し、瀬戸内市補助金等交付規則に則った適正な処理としました。	措置済 (H29. 5. 31)

<p>会計管理者又は出納員は、現金取扱簿を備え、直接収納に係る現金等の受払いを記載して整理しなければならなくなっている。しかし、いきいき長寿課の出納員である同課長は、現金取扱簿を備えておらず、現金の受払いを整理していなかった。したがって、本件は、瀬戸内市会計規則に違反していると認められる。</p>	<p>定期監査後、直ちに現金取扱簿を作成し、瀬戸内市会計規則に則った適正な処理としました。</p>	<p>措置済 (H29.5.31)</p>
---	---	---------------------------

<p>監査対象部局</p>	<p>瀬戸内市産業建設部建設課</p>	
<p>監査の名称と公表年月日</p>	<p>定期監査 平成29年3月24日</p>	
<p>監査執行年月日</p>	<p>平成28年10月31日から平成28年11月18日まで</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の内容</p>	<p>措置状況等 (通知を受けた日)</p>
<p>建設課は、平成26年度に調定したものの平成27年5月31日までに収入済とならず、同年6月1日に平成27年度の調定額に繰り越したもので、平成28年3月31日までに収入済とならなかった市営住宅使用料計399万5,755円を同年6月1日に調定し、平成28年度の調定済額に繰り越していた。したがって、本件は、瀬戸内市会計規則に違反していると認められる。</p>	<p>平成29年4月から、現年度分、前年度より前からの繰越分、前年度の未収分の調定時に、担当者と決裁者がそれぞれ調定額と調定時期に間違いがないか確認し、適正に処理しています。</p>	<p>措置済 (H29.5.9)</p>